

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社 アーキテック（以下、当社）のソフトウェア製品「鉄之助ファミリー for Win」（以下、鉄之助）を最新のプログラムバージョンに更新するためのソフトウェア（以下、本件ソフトウェア）です。

本件ソフトウェアの全部または一部をハードディスク等の記憶装置に保存、またはコンピュータにインストールされた時点で、お客様は本契約書に同意したことになります。

本契約の以下の条項に同意できない場合は、本件ソフトウェアを使用することはできません。

第1条 資格

1. 本件ソフトウェアは、当社製の鉄之助の所有者のみが使用することができます。

お客様が鉄之助の所有者でない場合は、本件ソフトウェアをダウンロード、インストール、保有することはできません。

第2条 使用許諾

1. 当社は、お客様本人に本件ソフトウェアに関する譲渡不可能、且つ非独占的な使用権を無償で許諾します。

お客様が使用する鉄之助がインストールされているコンピュータでのみ、本件ソフトウェアを使用することができます。

第3条 禁止事項

1. 本件ソフトウェアを複製、再頒布、貸与、譲渡、販売、賃貸、インターネット接続やネットワーク接続を用いて電子的なアクセスが可能な場所へ置くことはできません。

2. 本件ソフトウェアの修正、改変、翻訳、派生品の作成、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることはできません。

第4条 著作権

1. 本件ソフトウェアの著作権は全て当社に帰属します。

2. 本件ソフトウェアに記載された著作権表示、商標、その他のいかなるマークも取り除くことはできません。

第5条 免責

1. 当社は、お客様、その他の第三者が本件ソフトウェアに関連して被ったいかなる直接的、間接的、偶発的、懲罰的な損害、お客様の逸失利益に対して、たとえかかる損害の発生が予見し得たとしても、一切の責任を負いません。

2. 当社は、本件ソフトウェアの品質および機能について、明示または黙示の如何にかかわらず、いかなる形態での保証もいたしません。

また、商品性、お客様の特定の目的に適合しているかどうかについても保証いたしません。

3. 当社は独自の判断に基づき、本件ソフトウェアの仕様または内容の変更、修正、配布方法等を予告なく変更することがあります。

第6条 契約の解除

1. 当社は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反された場合、本契約を解除することができます。

この場合、お客様は直ちに本件ソフトウェアを破棄し、鉄之助を再インストールしなければなりません。

以上